

< 入札公告 兼 入札説明書 >

次のとおり委託業務番号「企鎌第32号」の鎌倉水道営業所躯体健全性調査業務委託について条件付き一般競争入札を行います。

令和8年9月29日

神奈川県企業庁鎌倉水道営業所
所長 大野 一郎

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日(申請期間の末日)から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。

(1) 各委託業務に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格(当該委託業務に係る業種)を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けている者を除きます。
- オ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の開始決定を受けている者を除きます。
- カ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- キ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 委託業務別事項

「委託業務別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「委託業務別発注概要書」に記載した期限までに、「神奈川電子自治体共同運営電子入札システム」(以下「かながわ電子入札共同システム」という。)により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

(※ 「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、「入札担当部署」に連絡した上で申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出ることがあります。)

(※ ICカードの不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格の取り消しや入札書の無効等となりますので、ご注意ください。)

3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

4 資格がないとされた者の説明要求

「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して6日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（8月11日から8月16日まで）・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。）に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

5 入札書の提出

- (1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「委託業務別発注概要書」に記載した期間に提出してください。
- (2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **110 分の 100** に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **100 分の 10** に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）
- (3) 入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日等を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします（注）。

ただし、事後審査を要する場合は、落札候補者に対しては電子メール等で連絡の上、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

（注）最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

7 疑義等申立期間

この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで）、「本工事費内訳書」（業務費内訳書）等の設計図書と比較ができる資料（※）を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。ただし、複写、貸出しは行いません。

なお、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。

（※）コンサル業務、清掃請負（庁舎外）、環境影響調査については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書等。

損失補償調査については、業務費内訳書等。

8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、入札担当部署が指定する期日までに「委託業務別発注概要書」

等により指示のあった書類を「入札担当部署」あてに電子メール、ファックス又は持参により提出してください。

なお、競争参加資格として同種業務の履行実績が設定されている場合、次の指定様式を使用し、必要書類を添付のうえ、提出してください。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（閉庁日等を除く。）以内に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

10 入札保証金及び契約保証金

入札保証及び契約保証金は、免除します。

11 その他

(1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

また、本契約は、契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札

イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとします。

(6) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(7) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(8) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とする場合があります。

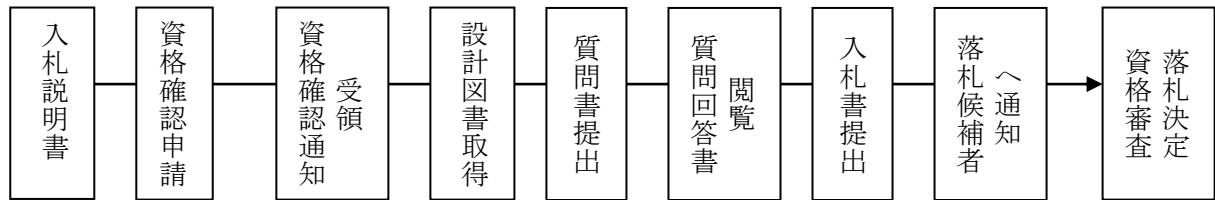
(9) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。

(10) 測量士、建築士及び土地家屋調査士等、所得税法第204条第1項第2号の報酬・料金を請求するに当たって、個人事業主に該当する場合には、請求書に源泉徴収されるべき額を参考として記載してください。

(11) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。

(12) 前各号に定めるもののほか、「神奈川県公営企業財務規程」及び「競争入札の参加者の資格に関する規則」の定めるところによります。

12 手続きの流れ



入札参加資格要件の設定

委託業務別発注概要書

委託業務番号		企鎌第32号
委託業務名		鎌倉水道営業所躯体健全性調査業務委託
業務場所		鎌倉水道営業所 (鎌倉市御成町12-18)
委託業務の概要		コア抜きによるコンクリートの状態診断やはつり出し・目視による鉄筋の状態診断を行うことにより、庁舎の躯体の健全性を確認するもの。 ・圧縮強度試験 ・中性化深さ試験 ・塩化物試験 ・含水率試験 ・はつり調査による鉄筋腐食状況等の確認
履行期限		契約の日から令和9年3月15日まで
最低制限価格		設定する。 予定価格の81%
競争参加資格	企業形態	単体企業
	営業種目(細目)	建築設計(細目:耐震診断)
	所在地	本店または支店(営業所)の所在地が神奈川県内にあること。
	営業種目の売上高	令和7年・8年度競争入札参加資格認定時の「建築設計」の直前第1営業年度の売上高を有すること。
	有資格技術者数	令和7年・8年度競争入札参加資格認定において、「一級建築士」が1名以上いることを認定されていること。
	同種業務の履行実績	—
	配置予定技術者の資格等	管理技術者の資格要件は、次による。 なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属するものを配置しなければならない。 ○ 建築士法(昭和25年法律202号)による一級建築士
	その他	—
事後審査		有

競争参加資格確認申請期限及び通知日	申請期限 令和8年10月1日（木）（17時00分）まで 「かながわ電子入札共同システム」により申請してください。 ※ 申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされますので、資格をよく確認した上で申請してください。 ※ 参加資格に関する問合せは電話で行ってください。 ※ <u>代表者等の IC カードの登録内容が変更となっているにもかかわらず、変更前の IC カードを使用して入札に参加するなど、IC カードの不正使用が判明したときは、入札参加資格の取り消しや入札の無効等となりますので、ご注意ください。</u> <u>詳細は、次の県のホームページで「電子入札運用基準」をご確認ください。</u> (https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html) ※ <u>代表者等の変更に伴う IC カードの更新手続き中など、「かながわ電子入札共同システム」の利用ができない場合には、「入札担当部署」に電話でお問い合わせください。</u> 確認通知日 令和8年10月5日（月） ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。
設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等	競争参加資格「有」の方を対象とし、競争参加資格確認通知書に添付します。 ファイルは ZIP 形式で圧縮されておりますので、ご使用のパソコンに保存してから展開してご覧ください。 なお、設計図書の閲覧は行いません。 配布した設計図書等を本入札以外の目的で使用することを禁止します。
設計図書に関する質問及び回答	設計図書に関する質問は、入札参加資格を有するとの確認を受けた者に限ります。 質問期限内に下記のアドレスにメールしてください。 （「かながわ電子入札共同システム」ではありません。） ※ メール「件名」には委託業務番号(又は委託業務名)を記載してください。 ※ 質問文面には委託業務番号(又は委託業務名)及び質問者名・連絡先(電話)を書き添えてください。 ※ 質問文面には社名を記さないでください。 ※ やむを得ない場合は、直接お問い合わせください。 メールアドレス ki-kamaei.nyusatu.d3xy@pref.kanagawa.lg.jp 電 話 0467-22-6200（代表） （自動音声ガイダンスが流れますので音声に従い、番号を選択してください。） 質問期限 令和8年10月7日（水）（17時00分）まで 回答日 令和8年10月15日（木） 「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供しますので、質問しなかった方も必ず確認してください。 ※ 質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。
入札書の提出期間	令和8年10月19日（月）（8時30分～20時00分）及び 令和8年10月20日（火）（8時30分～17時00分） （入札書の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。）

開札予定日	令和8年10月21日（水） 開札後、全員に保留通知が届きますのでご承知おきください。 保留通知日の翌日から3日目（閉庁日等を除く。）以降に、落札候補者には電子メール等で連絡しますので、都合の良い時間に確認してください。 事後審査時提出書類： 1 配置予定技術者の資格を証明する書類 2 配置予定技術者の雇用関係を確認できる書類 ただし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。 ※ くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。 なお、開札状況（第3順位までの金額）は「かながわ電子入札共同システム」の入札状況一覧からご覧いただけます。
疑義等申立期間	この入札に入札書を提出した者で、入札執行手続き等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも8時30分～17時00分受付）、「本工事費内訳書」（業務費内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。 ただし、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。
支払条件	前金払 実施する。 保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により業務委託料の100分の30以内の前金払を行います。
入札担当部署 (問い合わせ先)	神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 鎌倉市御成町12-18 電話 0467-22-6200（代表） （自動音声ガイダンスが流れますので音声に従い、番号を選択してください。） FAX 0467-22-5367
電子入札操作に関する問い合わせ先	コールセンター（平日 9時00分～17時00分） 0120-921-182（フリーコール）

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件委託業務の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本件委託業務の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
 [※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は除きます。]
- 3 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
 [※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている場合は除きます。]
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

(くじ引きによる落札候補者の審査順位決定方式を試行する場合に添付)

くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。

なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋以下をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ①抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。

(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)

- ②くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その余りに 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x+y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

(例) $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

注

- ③「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者+落札者」とします。

※同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。

注：上記枠中の落札者を、第 1 順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に 2 を加算した者を第 2 順位の落札候補者、3 を加算した者を第 3 順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。
第 2 順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。
なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。
- 3 第 1 順位の落札候補者に対し電子メール等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。
- 4 第 1 順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第 2 順位の落札候補者に対し電子メール等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3 と 4 を繰り返します。